

世田谷区第二次男女共同参画プラン（案）概要

1 計画策定の趣旨

基本構想・基本計画の「多様性の尊重」を踏まえて、「男女だけではなく多様な性を含めたすべての人が尊重され、参画できる社会」をめざした計画として策定する。

2 計画の性格・位置づけ

- (1) 「男女共同参画社会基本法」に定める「市町村男女共同参画計画」として、区の基本計画・実施計画、関連計画との整合を図る。
- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定められた「市町村基本計画」として策定する。
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定められた「市町村推進計画」として策定する。
- (4) これまでの「世田谷区男女共同参画プラン」、「世田谷区男女共同参画プラン調整計画」を踏まえ、「世田谷区男女共同参画推進会議」及び「世田谷区第二次男女共同参画プラン検討委員会」による検討、区民意見募集等、区民の意見を反映し、策定する。
- (5) 区の地域防災計画との整合を図りつつ、災害対策における男女共同参画を進める。

3 計画の期間

平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間

4 計画の体系



